

沖縄問題とボールドウィン

森川, 金寿 / MORIKAWA, Kinju

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究 / 沖縄文化研究

(巻 / Volume)

16

(開始ページ / Start Page)

143

(終了ページ / End Page)

177

(発行年 / Year)

1990-03-20

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00002674>

沖縄問題とポールドウイン

森川 金壽

沖縄土地・人権問題のばくろと国民の衝撃

一九五五（昭三〇）年一月二三日朝日新聞朝刊が「米軍の「沖縄民政」を衝く」と大見出しで「米
国からの手紙で自由人権協会が調査」として、自由人権協会（筆者は当時同会事務局長）の調査結果
である「農地を強制借上げ、煙草も買えぬ地代」「労賃にも人権差別」「一般人権問題」等各分野にわ
たる詳細な調査報告の要点を大々的に報道したが、この国民一般に与えた衝撃は驚くべきものがあり、
私ども渦中にあつた者にとつても予想を遙かにこえる反響が感じられた。特に現地沖縄ではまる二日
間役所も学校も組合などもないところ、この報道をめぐつての論議で仕事も手につかなかつたと沖
縄の人からきかされた。例えば霜田正次「守礼の民」によれば「…この報道は日本国民が沖縄の苛酷

な現実には戦後をはじめて目を向けたものとして沖縄のひとびとにとって劃期的な出来事であった。：自分たちは国民から見捨てられたのだという悲しみがながくひとびとのころをとらえていたのである。「朝日新聞」の報道はそういうひとびとに心の光明をあたえたのだ。とくに謝名部落では全区民があつまってその記事を朗読し、さっそく自由人権協会と「朝日新聞」とに感謝のことばと実状を訴える報告書を送ったのだ」と書いてある。また一学生は「朝日」声欄(1・17)で「：私達は、沖縄やわれわれを宿命の島、宿命の民族であるかのように思っておりました。しかし私の生き方は十三日から一変しました。それは私達の未来が輝かしく、美しきものがかめめるように思えたからです。同じ血をひく日本民族が私達と手を握りあつて聞ってくださいることを信じたからです」と、三十余年後のいま読んでも新たな感激を呼ぶような生々しい声をつたえている。

この報道以後の各紙はほとんど連日この問題をとりあげ、それは同年四月頃まで続いた。

米軍の反撃

内外の衝撃が大きかっただけに、米軍当局の反撃は早く激しかった。オグデン米民政府副長官談(1・14)は、「自由人権協会の人が調査のため沖縄に来たことはない。軍の使用する土地の借地料が余りに低すぎるとの不平の背後には共産主義者の影響がある。不当な待遇を受けたと思う沖縄島民に土地再評価法廷に提訴を許すため訴訟委員会が設けられている。」などと、人権問題の存在を否定

した。米極東軍司令官は一月一六日紙面一杯の長大な反論を発表し、沖縄の土地政策その他米軍施策の美化弁護をおこなった。

「沖縄の全耕地の四一%を米軍が取上げたというのは正しくない、約二二%である。」「もはや必要でなくなった土地はたえず使用解除されている。」「沖縄人に対する基本給は同島の歴史上最高のものである。」等など。

これに対して協会(海野理事長)はただちに再反論したりしてしばらく応酬が続いた。それまで比較的友好関係が続いた自由人権協会と米軍当局者との関係は悪化し、その後協会関係者のすくなくならずの人々は沖縄に渡航することを米軍から拒否されることとなった。

アメリカからの一通のレター

このようにして沖縄土地人権問題の存在は一挙に日本国民の間に知れ渡る結果となったが、このきっかけは米人権協会(アメリカン・シヴィル・リバーティズ・ユニオン)のローチャー・ボールドウィン理事長(国際人権連盟議長)からの一通のレターであった。いまでは歴史的文書ともいえるこの手紙の全文はつきのとおりである。

私はただいま、アメリカで定期的に刊行されているニュース速報によって次のような報告を受けました。それによると、合衆国当局が一方的に決めた非常に低額の代価で土地の強制的買収を

し、高い使用料をとって貸付けて、土着の地主たちを虐待しているということです。これに対して沖繩人たちは抗議したが、米軍当局はそれを共産主義者だと応酬している。私たちは沖繩に通信員をもちませんが、貴協会には連絡の方法があると思いますので調査してください。また日本の新聞等で多分報道されたと思いますが、その事実および貴下のこれに対する見解もお知らせ下されば幸いです。そうすれば私たちはアメリカ当局とこの問題について交渉します。なお沖繩は東京の極東軍司令部の統轄下にあると思いますが、貴下が東京にあるアメリカ極東軍司令部に有力な抗議をすることは結構と思います。

一九五四年二月二三日 国際人権連盟議長ローチャーター・N・ボールドウィン

ところで同氏の見定期刊行物というのは「クリスチャン・センチュリー」誌同年一月二〇日号に載った沖繩在住の米人牧師オーティス・W・ベル氏の「沖繩人に公明に対処せよ」というリポートであった。それによると

一九五三年一月五日沖繩駐在のアメリカ陸軍部隊は、共産主義者の暴動―軍当局がそう呼んでいるが―を鎮圧するために招集された。この騒ぎを起こした人々は非武装の沖繩人の一群で、自分たちの土地を何らの協定も支払いもされないままに占領軍に使用されているのに抗議する人々であった。

という書出しで詳細に土地取上げの状況が報告され、最後に

われわれは沖繩戦で日本に勝利したが、いまや住民の信頼を失いつつある。失敗の原因が軍隊調子で占領が続けられていることにあることは一般の見解となつていいる。軍は軍としての職分にかえり、住民に対しては文官による統治が施行されるべきである。近いうちに変革が行われなければならぬ。もしそうでなければ、われわれはこれから何年間反抗的な沖繩に占領を続けることになるだろう。

とむすんでいる。この予言はその後の経過からみてまったく的確であった。

ベル牧師・ボールドウィン指摘の意味

人権協会―朝日新聞の報道が日本国中にまきおこした衝撃については前述したが、この事実の意味するところはまことに重くするしものがあることが指摘されてきた(例えば中野好夫・新崎盛暉「沖繩問題二十年」)。アメリカからの指摘の前になぜ日本本土で取上げることができなかったのか?という後悔に似た残念さは、この当時から日本の進歩陣営のなかによどんできたのではないだろうか。もちろん当時沖繩は米軍の占領下にあつて本土とは隔絶されていたことが最大の原因ではあつたかと思われるが、それにしても沖繩と沖繩県民に対する関心・同情が強くありさえすれば、何らかの指摘、活動は出来たはずであろう。もちろん本土の一部関係者の間では沖繩米軍による「土地収用令」公布と強行、人民・社大両党などによる植民地化反対闘争(一九五三年)などに呼応する動きもなくはな

かったものと思われるが、全国的な沖縄支援の活動ともいふべきものはなかったことは、少なくとも朝日発表の大反響ということで明らかであろう。当時「基本的人権の擁護伸長」を唯一の目的として全国的に活動していた自由人権協会の事務局長としての私も海野理事長その他も、残念ながら本土内の憲法、人権諸問題に気をとられて、沖縄の事までに思いをめぐらす余裕がなかったというのが実状であった。またつい二・三年まえまで本土自体米軍の占領支配下にあつて米軍に対する敬遠的態度が残存していたと思われる当時の日本国民として、米軍支配下の沖縄の政治に干渉する結果となるようなことについてはなるべく控えておくという心理も働いていたかも知れない。

私がホールドウィン氏からの信書を開封して一読したとき、事の重大さを重く感じたことを今でも記憶する。海野理事長と相談の上にかく先ず調査ということでこれに取かかったのだが、調査そのものが困難をきわめた。沖縄へ行って調査することは許可されるはずはなく、たまたま本土へ出張してくる沖縄の公務員その他について話をきいたり、現地からの報告を受けても匿名であるため再度問合わせることができず、これらの困難のためある程度確実な資料に基づき調査報告を纏めるのに八・九カ月かかったことになる。幸いに朝日新聞記者の協力でやっと公表にこぎつけることが出来たわけであるが、前述米軍の反撃は「自由人権協会の調査員が調査に来たことはない」と痛い点をついた。しかしまともに入島の目的をいえば許可になる筈はなく、かりに実現しても米軍当局によって抑制妨害され微温的報告になった可能性を否定できない。とにかくこの後人権協会関係者の入島は極度に困

難となり、それは復帰頃までつづいた。

公安調査庁の人権協会調査

朝日の報道のあと、米軍は内外記者団二五名を沖縄に招待して実状を調査する機会をあたえた（その結果は人権協会の調査を裏付けるものとなった―前掲「沖縄問題二十年」）。その反面でその頃、ある日人権協会の事務所へ、政府の人権擁護局の私の知合いの某課長（検事）からの紹介名刺をもって、ひとりの係官が訪ねてきた。私があつて要件をきくと沖縄問題についてききたいとのことであつたので、紹介者のこともあり何の気もなしに隣室の萩野次長にひきあわせておいた。その後しばらくして萩野氏が緊張した面持ちで私の所へ来て、この訪問者に対し何か資料を送る約束で電話連絡したところ、もらった名刺の電話には該当者がいないので紹介者の検事に問いあわせて貰いたいとのことであつた。早速問合せてきたところ、その検事も同じ名刺しかもらつていないということ、同検事自身にも二セの名刺を渡したことが分かり、紹介者として申し訳ないとのことであつた。萩野次長によると、質問の中身として、沖縄との通信の方法などを聞きたがつたそうで、終りには協会関係者の名簿なども要求したとのこと、破防法の対象として調査していることがほぼ明らかとなつた。それで海野理事長が珍らしく激怒して公安調査庁の責任者へ嚴重抗議したりしたこともあつた。当時民間人が沖縄軍政下の実状について調査することが一種の犯罪行為的にみられる恐れがあつたことの一例であろう。

ところがそれから一年の間に沖縄土地・人権問題は国会でも政治的大問題となり、翌五六年七月には東京で日本の左右全政党的に参加する「沖縄問題解決国民総決起大会」が開催されるまでになり、このうち沖縄返還・祖国復帰は全国的な民族運動の最大な課題となった。

渡航問題と米人権協会

前述のように米軍当局によって強く憎まれた人権協会の関係者は永く沖縄渡航入島問題で悩まされることとなった。そしてこの問題についてもその都度ポールドウィン氏の援助を要請せざるを得なかった。

(一)「外国刑事弁護士」の必要なし」

一九五八年那覇市長選挙や立法院選挙などに関して選挙法違反で起訴された兼次佐一氏から弁護士派遣の要請を受けた人権協会は、森川弁護士を選任して沖縄入島のための手続きをしたが、数ヶ月間も放置されたのでボ氏の援助をもとめた。同氏は「私はいかなる形の渡航拒否も、合衆国の政策方針に全く背反するものであると確信するものであり……」として米陸軍省民事軍政局長に対し渡航の要請をしてくれたが、米当局者は「外国人弁護士は外国裁判管区の法知識を必要とする場合においてのみ公判に加わる権限を授けられるが、本件ではこの要件を具備しない」などの書簡をボ氏によせた（詳細は「人権新聞46号」）。これに対しボ氏は「もし被告人たちが日本からの弁護士をかれら自身で

要求しなかったのなら、われわれの立場は貫下と一致するものであるが、われわれは被告人たちが要求したのだと解しています。」さらに潜在的には日本の主権と裁判権を認めている平和条約の規定に基づき合衆国が沖縄を支配しているのだから、日本を外国とみなすことは困難であります。……」など鋭くきりかえしている。その後一九六一年四月沖縄人権協会の設立に際し、自由人権協会は沖縄調査団を編成したが、設立総会までには入島が許可されず、さらに森川金寿団長、松岡洋子、星野安三郎団員らに対しては不許可となった。その理由としては「米国の最善の利益に背反する」というにあったが実質的理由としては、日教組顧問弁護士だとか、ベンクラブあるいは国民文化会議などのメンバーであり、これらの団体は共産主義者によって指導されているというにあった（これらもボ氏に調べてもらった結果判明したことである）。人権協会ではライシャワー米大使に対し「公開質問状」によって再考慮を要請したりした。東京大学教授（人権協会理事）伊藤正己氏すら沖縄人権協会への講演旅行のための渡航申請がなかなか許可にならず講演当日の午前中にやっと入島できたことを報告している（「人権新聞」96・97合併号伊藤「沖縄の印象」）。

ポールド・ウィン—アメリカの良識

米シビル・リパティズ・ユニオン理事長ロジャー・N・ポールドウィン氏は一八八一年米マサチューセッツ州ウエズレー生れ、ハーバード大で勉学、若い頃少年審判所で働き、その後社会運動に

したが、有名な平等主義者ホームズ博士らとともに黒人差別反対運動でたまたかい、一九一七年博士らとともに米国シビル・リバイイズ・ユニオンを設立、一九二〇年同会の理事長となった。その間第一次大戦に際し非戦をとえ、みずから徴兵拒否で投獄されたこともある（『人権新聞』12、13、14号「論客ポールドウイン」参照）。なお今次戦争中在米日本人の強制収容に対してその人権を守るため活躍した。日本敗戦後一九四七年マッカーサーの招きで来日し、進歩的有識者らにはたらきかけた結果同年一月二二日日本自由人権協会が設立された。

このように自由人権協会はその誕生を米人権活動家のサジェッションに負っているが、もとより本部支部というような関係にはなく、その後設立された「国際人権連盟」（本部ニューヨーク、ボ氏はその理事長）にどちらも参加している。戦後の重大事件「松川事件」裁判にも、人権協会の設立を知った米人フランクリン牧師からの親書が契機となって一九五一年第二審（死刑他多数）の段階から同協会の会員が弁護に参加した。

この様な関係で沖縄の人権問題は占領者たる米国自体の人権問題でもあった。前記のような土地問題渡航問題の他いわゆる「集成刑法」について米人権協会は鋭くその人権侵害性を指摘した（『人権新聞』58、60号外）。

なおポールドウイン氏は八一年八月二六日九二歳でその永い人権活動の生涯を終えた。